

答 申

貴職から平成15年7月31日付け15杉政総発第85号をもって当会議に諮問のありました「監視カメラの設置及び利用基準について」鋭意審議した結果、別添のとおり結論を得ましたので答申いたします。

平成15年12月1日

杉並区長

山 田 宏 様

杉並区監視カメラに関する専門家会議

会 長 三 好 達

防犯カメラに関する設置 及び利用基準について

平成15年12月

杉並区監視カメラに関する専門家会議

目 次

1 防犯カメラに関する適正な設置及び利用基準の必要性について	2
2 基準の策定にあたって	5
3 防犯カメラに関する設置及び利用基準について	6
4 防犯カメラに関する設置及び利用基準の条例化について	18
参 考 資 料	20

1 防犯カメラに関する適正な設置及び利用基準の必要性について

(1) 犯罪の増加と急増する防犯カメラ

近年、犯罪事情の悪化を背景に防犯カメラが急増している。

東京都における平成14年の刑法犯認知件数は、約30万2千件で、平成10年に比較して20.2%増加している。罪種別でも、すべての犯罪において増加しており、特に、脅迫、暴行などの粗暴犯は1.4倍増加している(表1参照)。

杉並区においては、平成14年の刑法犯認知件数が約1万1千件で、平成10年と比較して1.6倍も増加しており、東京都の刑法犯認知件数の増加率の3倍を超える割合で増加している(表2)。

東京都と杉並区の増加率を罪種別に比較すると、空き巣、自転車盗などの窃盗犯が東京都の15.7%の増加に対して杉並区は59.8%の増加と4倍近く増加している。

表1 東京都における過去5年間の刑法犯認知件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	5年間増減率
凶悪犯	1,305	1,465	1,610	1,618	1,647	26.2%
粗暴犯	6,062	6,135	8,564	8,152	8,666	43.0%
窃盗犯	208,189	223,779	241,583	238,082	240,874	15.7%
知能犯	4,163	3,825	5,174	5,021	6,541	57.1%
風俗犯	1,182	1,372	1,561	1,614	1,387	17.3%
その他	30,279	31,430	32,879	38,092	42,798	41.3%
総計	251,180	268,006	291,371	292,579	301,913	20.2%

(資料「都内の犯罪概況 平成14年中」(警視庁 生活安全総務課)より)

表2 杉並区における過去5年間の刑法犯認知件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	5年間増減率
凶悪犯	45	62	49	53	61	35.6%
粗暴犯	182	177	274	300	284	56.0%
窃盗犯	5,467	6,210	7,148	8,431	8,735	59.8%
知能犯	131	93	140	188	225	71.8%
風俗犯	27	43	55	73	31	14.8%
その他	1,030	1,130	1,161	1,571	1,779	72.7%
総計	6,882	7,715	8,827	10,616	11,115	61.5%

こうした犯罪事情が悪化する中で、犯罪の防止を目的とした監視カメラ、いわゆる防犯カメラの設置が急増してきている。

特に、昨年、新宿・歌舞伎町にカメラが50台設置され、以降、犯罪件数が減少したことや、今年7月の長崎市幼児殺害事件での防犯カメラによる事件解決を受け、杉並区が実施した防犯カメラに関する区民意識調査においても、95%の区民が防犯カメラに犯罪抑止効果があると答えるなど、防犯カメラによる犯罪被害の未然防止、犯罪の予防等の有用性を背景に、今後、防犯カメラの設置が各地、各所において拡大していくことが予想されている。

(2) 防犯カメラとプライバシー保護

他方、防犯カメラの設置や利用は、設置者の自由に委ねられているのが現状であり、被撮影者が了知しえないまま、防犯カメラで撮影され、その画像は、設置者の下で、任意に取り扱われていることが想定される。最高裁大法廷昭和44年12月24日判決は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として・・・」と判示しており、自己の容ぼう等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由は、プライバシーとして、憲法13条を根拠に保護されるべきであるところ、設置者が防犯カメラによって、無原則に人の容ぼう・姿態を撮影するとすれば、撮影される側のプライバシーを侵害する恐れは極めて高い。

(3) 適正な設置及び利用基準の必要性

そこで、今後の防犯カメラの増加傾向を見通し、防犯カメラの有用性を踏まえつつ、プライバシー保護に配慮した防犯カメラに関する設置及び利用基準が策定されることが求められている。実際に、杉並区が実施した区民意識調査においても、72%の区民が何らかの基準が必要であると答えている。

全国で防犯カメラが普及していくことが予想されるなか、その基準は全国的な統一基準が望ましいが、現在、法律として何の基準も示されていない状況においては、いち早く安全・安心の地域づくりに取り組み、またプライバシー保護について20年近く取り組んできた杉並区だけでも、一刻も早く適正な基準・ルールを策定し、区民の権利利益を擁護する仕組みを制度化することが求められると考える。

(4) 設置及び利用基準の対象とするカメラ

本会議が諮問を受けたのは「監視カメラの設置及び利用基準」についてである。いわゆる監視カメラには、学術・研究用カメラ、政治・宗教活動に用いられるカメラ、報道用のカメラ、Nシステム等、様々な態様のカメラが含まれ、本基準の対象とすべきカメラをどの範囲のカメラとするかは、本会議において最も議論となった点の一つであるが、現時点において、その設置の急速な拡大が予想され、撮影された者のプライバシーが最も問題視されているのは防犯カメラである。そこで、当面防犯カメラを対象として、設置及び利用基準を策定することが急務であるとの結論に達し、防犯カメラのみの設置及び利用基準について答申することとした。

2 基準の策定にあたって

本会議は、防犯カメラに関する設置及び利用基準を検討するにあたっては、次のような考え方を基本とすることとした。

(1) 防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和

近年の犯罪事情の悪化の中で、安全・安心な地域社会の確立は区政の重要な課題となっており、今後、防犯カメラの設置が急増していくことが考えられる。そこで、安全・安心の地域社会の形成に大きな役割を果たすと思われる防犯カメラと区民等のプライバシー保護の両面を調和させた基準を策定することとした。

(2) 杉並区民の意識や地域の実状を踏まえた仕組み

第二は、杉並区民の意識や地域の実状を踏まえた現実的な仕組みをつくることである。検討にあわせ、杉並区が実施した「監視（防犯）カメラに関する区民意識調査・実態調査」は、全国的にも初めての調査と考えられるが、この調査では、監視（防犯）カメラの増加傾向について、65%の区民が増えていると思われ、その増えている監視（防犯）カメラの犯罪抑止効果については、95%とほとんどの区民が効果があると答えている。

また、杉並区における犯罪事情の急速な悪化や歌舞伎町に設置されたカメラの有用性を踏まえ、今後、杉並区内においても急速にカメラの設置の拡大が予想される。すでに、実態調査では、5.1%の世帯で防犯カメラを設置している。これは、単純計算すれば、区内全体で1万4千世帯が防犯カメラを設置していることになる。

一方、区民意識調査では、3割を超える区民が監視（防犯）カメラによって無差別に撮影されているとの不安感を抱いており、その不安感の内容は、記録された画像がどのように使われているかわからない不安が88%、モニターで誰が見ているかわからない不安が56%、プライバシーが守られない不安が36%となっている。

これらの区民意識調査、防犯対策の実態調査から読み取れる区民の意識は、窃盗犯の急激な増加等を背景に、防衛策の一つとして防犯カメラの設置の必要性を認めつつ、プライバシーの保護等に配慮した適正な運用が図られることが望まれているということがいえる。

そこで、本会議は、こうした区民の意識と地域の実態を踏まえ、区民の意識にあった仕組みをつくることにその基本的な視点を置いた。

3 防犯カメラに関する設置及び利用基準について

本会議では、4回にわたって鋭意、審議を重ねてきた。その結果、以下の「防犯カメラに関する設置及び利用基準」を定めるのが相当であるとの結論をえたので、これを示し、あわせて各項目ごとに必要な説明を加える。

第1 目的

防犯カメラの適正な設置及び利用に関し、基本原則及び施策の基本となる事項を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の自由と権利利益を保護することを目的とする。

趣旨

「1 防犯カメラに関する適正な設置及び利用基準の必要性について」で述べたとおり、今後、官民を問わず、犯罪抑止を目的とした防犯カメラが普及していくことが予想される。一方で、防犯カメラの設置や利用が設置者の自由に委ねられている現状においては、増加する防犯カメラは撮影される側のプライバシーを侵害する危険性もはらんでいる。

そこで、犯罪抑止の有用性が高いと認められる防犯カメラが増加していく傾向を認めたくえで、防犯カメラの適正な設置と利用に関する基本原則と基本的な施策をこの基準において定めることにより、その防犯カメラと区民のみだりに容ぼう、姿態を撮影されない自由との調和を図ることをこの目的規定で明らかにしている。

なお、この基準が適用されるカメラの定義は第2において定められている。

「基本原則」

設置者及び利用者が何人であるかを問わず、第2の定義規定に該当する防犯カメラの設置者及び利用者すべてに適用する一般原則で、第3においてその内容を定めている。

「施策の基本となる事項」

施策の基本となる事項を定めた規定としては、防犯カメラ設置利用基準の届出を義務づける第4の規定、防犯カメラを設置している旨の表示義務、守秘義務等を定めた第5の規定、さらには行政指導等を定めた第6の規定があ

る。これらの規定により防犯カメラの適正な運用が図られるようにしていく。

「防犯カメラの有用性に配慮しつつ」

区民意識調査では、95%の区民が防犯カメラに抑止効果があると答えつつ、一方で34%の区民が不安感を抱いている。

「防犯カメラの有用性に配慮しつつ」とは、近年の犯罪事情を背景に今後、一層増加していくことが予想される防犯カメラと区民の自由と権利利益との調和を図っていく観点を意味する。

なお、本基準は、防犯カメラの設置を積極的に推進していくかどうかの施策については、触れていない。

「区民等」

区民等とは、区内在住者及び区内の事業者・通勤者・通学者、さらには杉並区内を単に通過する者をも含む。すなわち、すべての自然人をいい、この基準はすべての人の自由と権利利益を保護することを目的としている。

「自由と権利利益の保護」

自由と権利利益とは、具体的には、みだりに容ぼう、姿態を撮影されない自由や権利であり、第3の基本原則や第4以降の施策の基本となる事項を実施していく中でこのみだりに容ぼう、姿態を撮影されない自由や権利の保護が実現されていくものとする。

第2 定義

防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として（犯罪予防を従たる目的とする場合を含む。）設置されるカメラで、ディスプレイ（映像表示機器）通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

- 2 設置者とは、防犯カメラを特定の場所に継続的に設置する者をいう。
- 3 利用者とは、防犯カメラによって撮影された映像を視聴し、又は録画する者をいう。
- 4 画像とは、防犯カメラによって録画した映像をいう。

趣旨

本基準に用いた用語中、防犯カメラ、設置者、利用者及び画像の定義を定めたものである。

1 項「防犯カメラ」

さきに「1（4）設置及び利用基準の対象とするカメラ」で述べたとおり、当面、設置及び利用基準を設ける必要があるのは防犯カメラであることに鑑み、防犯を目的としたカメラを本基準の適用対象とすることとした。

また、雇用契約の遵守状況、商品の売れ行き具合、顧客の流れ、混雑具合のチェック等を主目的にカメラを設置しつつ、副次的に防犯を目的として設置する場合も考えられるため、犯罪予防を従たる目的とする場合も含むこととした。

防犯を目的として設置されるカメラでディスプレイ（映像表示機器）通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置であれば、有線、無線を問わない。

2 項「設置者」

「防犯カメラを特定の場所に、継続的に設置する者」であれば設置者に該当するため、区内にある国や東京都の機関のほか、自己の住宅に防犯カメラを設置した者や、防犯カメラを事務所・事業所に設置した事業主も設置者になる。

ただし、設置者は、防犯カメラを特定の場所に設置する者であることから、移動式のムービーカメラやカメラ付き携帯電話の保有者は含まれない。また、継続的に設置する者であることから、一時的、臨時的、断続的に設置する者は含まれない。

第3 基本原則

防犯カメラの設置者及び利用者は、区民等がその容ぼうや姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラの設置、利用及び画像に関し、適正かつ慎重に取り扱うよう努めるものとする。

趣旨

防犯カメラの設置者及び利用者が何人であるかを問わず、すべての者が努めなければならない一般原則、基本姿勢を規定している。

法的性格

この基本原則は、すべての防犯カメラ設置者及び利用者に対し、一般的な自主的努力義務を課したものであり、この原則を遵守しなかった場合でも、遵守させる方法はなく、法的制裁もない。区民等が、第7の苦情等の申立てをすることは可能である。

適用対象

すべての防犯カメラの設置者及び利用者に適用される規定であり、区内にある国や東京都の機関であっても、第2の定義規定に該当するかぎり、この規定の努力義務が課される。

「容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由」

最高裁判例の文言をそのまま用いて、規定したものである。

「適正かつ慎重に取り扱う」

本基準は、犯罪予防に関して有用性の高い防犯カメラとみだりに容ぼう・姿態を撮影されない自由との調和を図ることを主目的としている。すべての防犯カメラの設置者及び利用者は、撮影される側のプライバシー保護の重要性を認識し、プライバシーを侵害することのないように配慮しつつ、防犯カメラを設置し、利用するよう努めなければならない。

第4 防犯カメラ設置利用基準の届出

設置者又は利用者で次の各号に掲げる者が、不特定多数の者が自由に利用することができる道路、公園その他の公共の場所又はこれに準ずる場所として規則で定める場所（以下「準公共の場所」という。）に防犯カメラを設置し、不特定多数の者を撮影し、かつ撮影した映像を録画する場合には、その設置者及び利用者（以下「防犯カメラ取扱者」という。）は、規則で定めるところにより、防犯カメラ設置利用基準を定め、これを区長に届け出なければならない。

- 一 杉並区
 - 二 公共機関（国、東京都の機関（捜査機関を含む。）を除く。）
 - 三 商店会、町会等
 - 四 準公共の場所にかかる設置者又は利用者
- 2 防犯カメラ取扱者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。
 - 3 防犯カメラ取扱者は、当該防犯カメラの管理及び利用を防犯対象区域ごとに適切に行わせるために、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。ただし、防犯カメラ取扱者が自ら防犯カメラ管理責任者となる防犯対象区域については、この限りではない。

趣旨

防犯カメラの設置者又は利用者のうち、公共の場所又は公共の場所に準ずる場所において、不特定多数の者を撮影し、かつ撮影した画像を録画する者に対し、規則で定める事項に基づく「防犯カメラ設置利用基準」の届出義務を課すことによって、後述する第5、第6の規定と相まって、防犯カメラを適正に運用させるよう図るものである。

1 項 届出義務者の範囲

届出義務者の範囲は、設置主体、設置場所、利用形態の3要件によって定め、極めて限定されている。

設置主体

設置主体は、「杉並区」、「国・東京都の機関を除く公共機関」、「商店会・町会等」及び「準公共の場所にかかる設置者又は利用者」の4主体に限定している。

設置場所

設置場所は、「道路、公園その他の公共の場所」及び「公共の場所に準ずる場所として規則で定める場所（準公共の場所）」の2か所に限定している。従って、上記の設置主体が公共の場所又は準公共の場所以外の場所に防犯カメラを設置したとしても、届出義務を負わない。

「公共の場所に準ずるものとして規則で定める場所（準公共の場所）」に関しては、店舗については売場面積、興行場については座席数などによって、規則でそれに該当する基準を定め、鉄道の駅の構内については、規則で乗車券等を要しないで自由に立ち入ることができる場所がそれに該当する旨を定めることが必要となる。

利用形態

不特定多数の者を撮影し、かつ、撮影した映像を録画する場合に限定している。

1項「届出制」

防犯カメラ取扱者に防犯カメラ設置利用基準の届出義務を課すことによって、防犯カメラの設置、利用及び画像の適正な管理等を図るようにさせる。

なお、許可制は、法令等によって課された一般的な禁止を前提として、特定の場合にその禁止を解除するものである。近年の犯罪情勢及び防犯カメラの有用性を考慮すると、前提要件である防犯カメラの設置の禁止は考えられないので、許可制をとることはできない。

「防犯カメラ設置利用基準」に定める事項

防犯カメラ取扱者に届出をさせる「防犯カメラ設置利用基準」に定める事項は、規則で定めることとなるが、防犯カメラの具体的な設置場所の届出を防犯カメラ設置利用基準の中にもりこむ必要があるかどうか議論となった。防犯カメラの設置場所を届けさせると、そのことについて情報公開請求があった場合には、開示の対象となる可能性があり、開示した場合には、どこが死角になるかなどが明らかになってしまう。そこで、具体的な設置場所の届出はさせず、防犯対象区域の届出に留めるべきとの意見が強く主張された。

第5 防犯カメラ取扱者等の義務

防犯カメラ取扱者及び防犯カメラ管理責任者（以下「防犯カメラ取扱者等」という。）は、防犯対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラに関する次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 防犯カメラ管理責任者
 - 二 防犯カメラを設置している旨
 - 三 その他規則で定める事項
- 2 防犯カメラ取扱者等は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。
 - 3 防犯カメラ取扱者等は、原則として画像を公開してはならない。画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合または法令に規定がある場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
 - 4 防犯カメラ取扱者等は、画像の保管にあたっては、撮影時の画像のまま保管するように努めなければならない。
 - 5 防犯カメラ取扱者等は、画像の漏えい、流失等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 6 防犯カメラ取扱者等は、本人の求めがあったときは、画像を本人に開示するよう配慮しなければならない。また、苦情に適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

趣旨

防犯カメラ取扱者等の義務を規定している。義務規定ではあるが、義務違反に対する法的制裁はなく、第6に定める指導、勧告、公表といった行政指導を受けるにとどまる。

1 項「表示」

「防犯カメラ設置中である旨」を防犯対象区域内の見やすい場所に表示することにより、撮影されている区域であることを認識させ、犯罪抑止の効果が期待できる。また、その表示によって容ぼう、姿態を撮影されることがあることをあらかじめ了知させることとなる。

「防犯カメラ設置中」とすべきか「防犯カメラ作動中」とすべきか、は議論が分かれたところであるが、防犯カメラを何時間、作動させるかは防犯カメラ取扱者等の自由であり、「設置中」の表示のみでも犯罪抑止効果を期待できることから、「防犯カメラ設置中」で足りることとした。

また、防犯カメラの設置場所を防犯対象区域内の図面等に具体的に表示することも考えられたが、それでは逆に防犯カメラの行き届かない所、死角となる所などを明らかにすることとなってしまうために、具体的な設置場所の表示までは求めないこととした。

防犯カメラ管理責任者の氏名及び連絡先（連絡先を規則で表示事項として定めることが考えられる。）の表示は、これにより防犯カメラ管理責任者への連絡が可能となる。

2項「秘密の保持」

防犯カメラ取扱者等は防犯カメラによって人の容ぼう・姿態という個人情報情報を大量に収集し、管理することになる。この個人情報情報は適正に管理されなければならない、みだりに他に漏らすべきものではない。そこで、本項により防犯カメラ取扱者等に守秘義務を課すこととした。

3項「画像の非公開、目的外利用及び第三者提供の禁止」

本人の同意のほか、「法令に規定がある場合」にも目的外利用及び第三者提供ができる。「法令に規定がある場合」とは刑事訴訟法第218条第1項（令状による捜査）などをいい、この場合には本人の同意をえずとも画像を捜査機関等に提供できる。刑事訴訟法第197条（必要な取調べ）や弁護士法23条の2（報告の請求）などの規定に基づく任意協力の場合も、この「法令に規定がある場合」に該当すると考える。

「個人情報保護法」の解釈では、「法令に規定がある場合」には、捜査照会に任意で応ずる場合を含むというのが一般的、統一的解釈であることが参考となろう。

4項「画像の保管」

防犯カメラ取扱者等が画像を修正、改ざんすることは、本人の権利利益を侵害するおそれがあることから、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならないこととした。

5項「安全管理対策」

人の容ぼう・姿態が記録されている画像の漏えい、流失は、本人の個人情報そのものの漏えい、流失であり、本人の権利利益が侵害される危険性はきわめて高いから、防犯カメラ取扱者等に安全管理のため必要な措置を講じることを義務づけることとした。

6項「本人開示」「適切かつ迅速に対応」

何人も、自己の情報をコントロールする権利を有する。容ぼう・姿態が記録されている個人情報も同様に、本人から開示の求めがあった場合には、その画像を本人に開示することが求められるが、画像の場合には同時に他の人も撮影されていることが想定されるから、本人開示により他人のプライバシーを侵害することのないようにマスキング処理などを施さなければならない。なお、開示義務まで課すことは、防犯カメラ取扱者等に過重な負担を強いることになりかねないので、配慮義務に留めている。

第6 実効確保策

区長は、必要な限度において、防犯カメラ取扱者等に対し、防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱いについて、報告させることができる。

- 2 区長は、前項の報告により、防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱いが第5の規定に反していると認めるときは、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。
- 3 区長は、防犯カメラ取扱者等が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができ、必要があると認めるときは勧告を行わずにその事実を公表することができる。

趣旨

防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱いが、第5の防犯カメラ取扱者等の義務に反していると認める場合に、義務の履行等を促し、その適正な取扱いを確保するための措置として、区長による関与の手続を定めたものである。

立入検査

検討過程において、実効確保策として「立入検査」があげられたが、届出制の下での実効確保策としては、過剰ではないか、というのが大方の意見であった。

第7 苦情等の申立て

区民等は、防犯カメラの設置、利用及び画像について、意見、要望、苦情等を区長に申立てることができる。

- 2 区長は、前項の規定により申立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。
- 3 区長は、第1項の意見、要望、苦情等の処理について必要があると認めるときは杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

趣旨

画像の取扱い等に関し、防犯カメラの設置者又は利用者と撮影される区民等との間で、トラブルが発生した場合に、当事者間だけでは解決されない場合も多々、想定される。これらの問題を解決するためには、公共機関である区が公平、公正、中立的な立場から仲裁に入り、適切に処理することが望ましい。そこで、防犯カメラの設置、利用及び画像等について意見、要望、苦情等がある場合には、区長に申立てることができることとした。

3項「杉並区情報公開・個人情報保護審議会」

公共機関である区が、責任をもって苦情等に対応し、解決することが望ましいが、区として、第三者的機関の意見を聴取する必要がある場合も想定される。そこで、必要に応じて区民が委員として参加している機関の意見を聴くことができることとした。

なお、その機関は新たに設置するのではなく、既存の機関を活用することが望ましく、区の附属機関である「杉並区情報公開・個人情報保護審議会」が妥当である。

第8 公表

区長は、毎年1回以上、第4の届出の状況、第7の苦情等の申立てその他規則で定める事項について、公表しなければならない。

趣旨

本基準の適正な運用を期すとともに、防犯カメラの設置及び利用に係る透明性を確保し、区民等の権利利益を保護するためには、本基準の運用状況を公にする必要があり、本項において区長にその公表を義務付けることとした。公表手段は、「広報すぎなみ」や区ホームページが妥当であろう。

4 防犯カメラに関する設置及び利用基準の条例化について

防犯カメラに関する設置及び利用基準をどのような形式で定めるかは、この基準が適用される対象によって大きく異なってくる。

今年の通常国会に提出された民主党法案「行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案」は、民間機関を一切、対象とせず、行政機関だけを対象としている。そして、その行政機関に対し、設置目的、設置場所、画像の取扱い等政令で定める事項を定めさせ、これを一般の閲覧に供する義務を課している。

本会議においても、対象を官だけに限定し、私人の分野は私的自治の原則をできるだけ尊重していくために、ガイドラインを示すにとどめ、自主規制に任せるほうがよいとする意見、今後防犯カメラは民間において増え、そこで問題が顕在化していくことが予想されるから、民間をも対象とすべきであるとする意見が述べられた。

議論の結果、区だけに限定してしまうと、区が設置している防犯カメラ数は区内全体に設置されている防犯カメラ数と比べて非常に少なく、基準を設ける実益や必要性に乏しいこと、個人情報保護条例と重複する部分も多く、基準制定の意義が薄いこと、民間に対するガイドラインの提示だけでは、実効性の確保が困難なこと等により、区だけではなく、民間が公共空間に防犯カメラを設置する場合をも適用対象とする前述の基準とすることとなった。

また、届出を義務付ける対象をどの範囲とするか及び届け出させる防犯カメラ設置利用基準の内容・項目については議論があったものの、届出制については概ね合理的であるとの意見により、届出制をとることとした。

以上のような検討経過により、本会議では基準の適用対象は民間が設置するものも含むこととし、届出義務を課すこととした。こうした区民等の権利義務に関わる基準である以上、この防犯カメラに関する設置及び利用基準の形式は区の内部規定にとどめるべきではなく、区議会の議決を必要とする「条例」として制定すべきであるとする。

このことは、区民意識調査において条例化が必要であると答えた62%の区民の期待にも応えるものである。

現在のところ、法形式であるかガイドラインであるかを問わず、防犯カメラに関する全国共通の設置・利用基準は制定されていない。このた

め、それぞれの設置主体は、犯罪抑止に有用性を有する防犯カメラを設置・利用するにあたり、プライバシー保護の観点から何らかの内部基準、運用基準を策定しようとしても参考例が少なく、手探りの状態であるのが実状ではないかと思われる。

こうした中で、国及び自治体における防犯カメラの運用の基準づくりが求められており、本会議も早期な条例化が必要であるとの点で全員が一致した。

本会議は、短期間ではあるが、様々な課題について精力的に議論し、上記の基準を本会議の結論として示すこととなった。

全国的に基準がない現状においては、民間事業者にとっても、内部基準を制定するうえでの参考例となるとと思われる。また、本基準が条例化されるならば、国や他の自治体の防犯カメラ設置・利用基準の試金石として一定の役割を果たすものとする。

とはいえ、犯罪情勢が今後、どのようになるかは予測不可能であり、防犯カメラそのものの機能、性能は加速度的に高度化しているし、防犯カメラをめぐる区民の意識がどのように変化してゆくかも、不透明であることを否定できない。今回答申する基準については、これらを踏まえて、今後も検討を重ね、必要な改正をしていくことを視野に置いて欲しい。そうしたことから、今回答申する基準の内容は、現実的なものとした。この基準の条例化を機に、防犯カメラとプライバシー保護との調和が図られることが期待される。

なお、防犯カメラの設置及び利用は、犯罪抑止のための対症療法にすぎない。他の施策と相まって、一刻も早く防犯カメラを必要としない社会、犯罪のない安全・安心の地域社会が確立されることを心から願うものである。

参 考 資 料

- 1 杉並区監視カメラに関する専門家会議委員名簿
- 2 杉並区監視カメラに関する専門家会議の審議経過
- 3 杉並区監視カメラに関する専門家会議設置要綱

1 杉並区監視カメラに関する専門家会議委員名簿

(平成15年12月1日現在)

氏 名	役 職 等	備 考
みよし とある 三好 達	元最高裁判所長官	会長
いしむら こうじ 石村 耕治	白鷗大学法学部教授	
まえだ まさひで 前田 雅英	東京都立大学法学部教授	
みやけ ひろし 三宅 弘	弁護士	

2 杉並区監視カメラに関する専門家会議の審議経過

回	開催日	主な審議
第1回	平成15年7月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長選出 ・諮問 ・問題点に関する討議 ・スケジュール等について
第2回	平成15年9月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「監視(防犯)カメラに関する区民意識調査・実態調査」及び「家庭の防犯対策に関する実態調査」集計結果の報告について ・「監視(防犯)カメラの利用基準(大綱)」について
第3回	平成15年10月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「監視(防犯)カメラの利用基準(大綱)」について
第4回	平成15年10月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「監視(防犯)カメラの利用基準(大綱)」について
第5回	平成15年12月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申について

3 杉並区監視カメラに関する専門家会議設置要綱

平成 15 年 7 月 22 日

杉政総発第 8 3 号

(設置)

第 1 条 監視カメラの設置及び利用基準の策定等に伴う法律上、政策上の諸問題について意見を聴くため、杉並区監視カメラに関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 専門家会議は、次に掲げる事項について調査検討を行い、区長に報告する。

- (1) 監視カメラの設置及び利用基準に関すること
- (2) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 専門家会議は、監視カメラとプライバシー保護に関する学識を有する者で、区長が委嘱する委員 4 名をもって組織する。

(会長)

第 4 条 専門家会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は専門家会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 会議は会長が招集する。

2 専門家会議は、必要があると認めるときは、監視カメラ技術における専門家の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 専門家会議の会議は、公開とする。ただし、専門家会議の決定により非公開とすることができる。

(事務局)

第 6 条、専門家会議の庶務は、政策経営部区長室総務課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月23日から施行する。
- 2 この要綱は、所掌事項の区長への報告をもって廃止する。